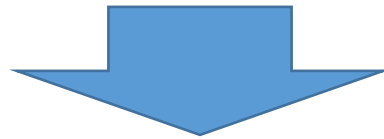


「ガイドラインの共通化の考え方について」の改定 (消費者庁提出)

(株)ベネッセコーポレーションにおける個人情報漏えい事案を受け、個人情報保護関係省庁連絡会議を開催(2014年9月30日)。

①個人情報の適正な取得、②安全管理措置、③委託先の監督先等、個人情報の遵守を徹底するため、事業等分野ごとのガイドラインの改定など必要な措置を講じる旨を申合せ



各府省におけるガイドラインの改定に当たり盛り込むべき事項等の考え方を明らかにするため、「ガイドラインの共通化の考え方について」を改定(2014年11月19日)。

「ガイドライン共通化の考え方について」に追加した主な内容

1. 個人情報の適正な取得

第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましいことを追加。

2. 安全管理措置

事業者の内部又は外部からの 不正行為による個人データの漏えい等を防止するために望ましい手法として、以下の例を追加。

- ① 責任の所在の明確化のための措置
- ② 新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備
- ③ 漏えい等に早期に対処するための体制整備
- ④ 不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定
- ⑤ 入館（室）者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施
- ⑥ 盗難等の防止のための措置
- ⑦ 情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

3. 委託先の監督

委託先における安全管理が図られるために望まれる事項として、以下の事項を追加。

- ① 委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置を確認し、適切に評価すること
- ② 委託契約等において、個人データを取り扱う者を明確にすることや再委託の際の手続き等を定めること
- ③ 委託先における個人データの取扱状況を調査するとともに、再委託先の安全管理措置を十分に確認すること

「ガイドラインの共通化の考え方について」新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>ガイドラインの共通化の考え方について</p> <p style="text-align: right;">平成20年7月 内閣府 <u>平成26年11月一部改正</u> <u>消費者庁</u></p>	<p>ガイドラインの共通化の考え方について</p> <p style="text-align: right;">平成20年7月 内閣府</p>
<p>I. 趣旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）は、平成17年4月に全面施行された。<u>平成20年には、法の施行状況等を踏まえ、個人情報の保護施策の改善・充実に必要な措置として、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）を一部変更（平成20年4月25日閣議決定）した。</u></p> <p>また、「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成19年6月国民生活審議会）においては、各省庁において策定されている個人情報保護に関する事業分野ごとのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、「複数のガイドラインが適用される事業者があることにも留意しつつ、政府において、ガイドラインの共通化について必要な検討を行っていくべきである。」と指摘された。</p> <p><u>さらに、「個人情報保護に関するガイドラインの改定について」（平成26年9月30日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ）において、委託先の監督、安全管理措置、個人情報の適正な取得等、個人情報保護法の遵守を徹底するため、各省庁はガイドラインの改定を行うなど、</u></p>	<p>I. 趣旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）は、平成17年4月に全面施行された。<u>施行後3年を迎え、法の施行状況等を踏まえ、個人情報の保護施策の改善・充実に必要な措置として、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）を一部変更（平成20年4月25日閣議決定）した。</u></p> <p>また、「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成19年6月国民生活審議会）においては、各省庁において策定されている個人情報保護に関する事業分野ごとのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、「複数のガイドラインが適用される事業者があることにも留意しつつ、政府において、ガイドラインの共通化について必要な検討を行っていくべきである。」と指摘された。</p>

必要な措置を講ずることとされている。

以上の趣旨を踏まえ、ガイドラインの共通化について検討を加え、必要な措置を講ずることとする。

II. 目的

個人情報保護法制においては、主務大臣制を採用し、監督官庁が、事業分野ごとに、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）及び基本方針を踏まえ、法第 6 条、第 8 条又は基本方針に基づいてガイドライン等を策定しているところである（平成 26 年 3 月 31 日現在、27 分野について 40 のガイドラインが各事業分野を所管する省庁によって策定されている。）。

ガイドラインの共通化の取組は、これら各省庁の策定するガイドライン（今後策定される新規のガイドラインを含む。以下同じ。）によってバラツキのある項目を精査し、各事業分野の特性・独自性に依拠する部分を除いても、なお統一的でない部分については、個人情報の保護を政府として総合的かつ一体的に推進する観点から、消費者庁の示す方針（Ⅲ及びⅣ参照。）に沿って各省庁がガイドラインを改定することで足並みを揃え、分野ごとの事情を踏まえながらもなるべくガイドライン間の異同を小さくすることを目的としている。

なお、各省庁がその所管事業分野等の監督責任を果たし、所管事業分野等の特性・独自性や所掌する政策等を踏まえた効果的な取組が、この取組により妨げられるものではない。

この国民生活審議会の指摘を踏まえ、一部変更された基本方針の内容にも留意しつつ、今後、ガイドラインの共通化について検討を加え、必要な措置を講ずることとする。

II. 目的

個人情報保護法制においては、主務大臣制を採用し、監督官庁が、事業分野ごとに、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）及び基本方針を踏まえ、法第 6 条、第 8 条又は基本方針に基づいてガイドライン等を策定しているところである（平成 20 年 4 月 1 日現在、24 分野について 37 のガイドラインが各事業分野を所管する省庁によって策定されている。）。

ガイドラインの共通化の取組は、これら各省庁の策定するガイドライン（今後策定される新規のガイドラインを含む。以下同じ。）によってバラツキのある項目を精査し、各事業分野の特性・独自性に依拠する部分を除いても、なお統一的でない部分については、個人情報の保護を政府として総合的かつ一体的に推進する観点から、内閣府の示す方針（Ⅲ及びⅣ参照。）に沿って各省庁がガイドラインを改定することで足並みを揃え、分野ごとの事情を踏まえながらもなるべくガイドライン間の異同を小さくしようとする取組である。その結果、ガイドラインの名称の共通化等の形式的な整理等を促進し、事業分野ごとの事情を踏まえながらも、民間分野の個人情報保護制度を対外的に分かりやすいものにすることを目的としている。

なお、各府省がその所管事業分野等の監督責任を果たし、所管事業分野等の特性・独自性や所掌する政策等を踏まえた効果的な取組が、この取組により妨げられるものではない。

Ⅲ. 総則（共通化の要点）

各省庁は、ガイドラインの策定・見直し等に当たっては、次の点に留意するものとする。

1. ガイドラインの定義

ガイドラインとは、法第6条、第8条又は基本方針に基づいて主務大臣が策定するものであり、事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援し、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針をいう。

2. ガイドラインの位置付け

ガイドラインが、法第6条、第8条又は基本方針に基づき策定されたものであることが明確になるよう、ガイドラインの目的に関する規定等において、その旨を明記することとする。

3. 名称の共通化

ガイドラインの名称については、「…分野における個人情報保護に関するガイドライン」又は「…が講ずべき個人情報保護措置に関する指針」等の名称を用いることとし、それが、個人情報保護に関するものであること、ガイドラインであること、どの事業分野を対象としているものか明確になることなど、民間事業者を含め国民にとって分かりやすい名称であることを目安とする。

これとの混同を避けるため、事例集やQ&A、解説書等には、「ガイドライン」や「指針」といった名称を用いないこととし、それがガイドラインではないことが分かるよう配慮した名称を付することとする。

Ⅲ. 総則（共通化の要点）

各府省は、ガイドラインの策定・見直し等に当たっては、次の点に留意するものとする。

1. ガイドラインの定義

ガイドラインとは、法第6条、第8条又は基本方針に基づいて主務大臣が策定するものであり、事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援し、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針をいう。

2. ガイドラインの位置付け

ガイドラインが、法第6条、第8条又は基本方針に基づき策定されたものであることが明確になるよう、ガイドラインの目的に関する規定等において、その旨を明記することとする。

3. 名称の共通化

ガイドラインの名称については、「…分野における個人情報保護に関するガイドライン」又は「…が講ずべき個人情報保護措置に関する指針」等の名称を用いることとし、それが、個人情報保護に関するものであること、ガイドラインであること、どの事業分野を対象としているものか明確になることなど、民間事業者を含め国民にとってわかりやすい名称であることを目安とする。

これとの混同を避けるため、事例集やQ&A、解説書等には、「ガイドライン」や「指針」といった名称を用いないこととし、それがガイドラインではないことがわかるよう配慮した名称を付することとする。

4. 形式の統一化

各省庁による「告示」とする。

5. ガイドライン以外のもの（事例集やQ & A、解説書等）

消費者庁は、ガイドラインと区別して各省庁が策定する事例集やQ & A、解説書等を一覧できるものを作成し、消費者庁ホームページ等で公表する。これにより、事業者等の利便性に配慮する。

6. ガイドラインにおける使用用語の統一化

用語の定義に当たっては、「このガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。」等の文言を盛り込むこととし、事業分野の特性・独自性のあるもの以外の用語は、法の定めるところによるものとする。

7. 法第2条第3項第5号の規定により「個人情報取扱事業者」から除かれる事業者の取扱い

「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない」（法第3条）との法の基本理念及び事業分野の特性を踏まえ、法の義務規定の対象とならない者の自主的な取組を促進するために、ガイドラインには「個人情報取扱事業者に該当しない者についても、このガイドラインに準じた個人情報の適正な取扱いに努めるものとする」といった記述を盛り込むこととする。

8. 分かりやすいガイドラインの内容

事業者や国民（消費者等）がガイドラインに関する理解を深められ

4. 形式の統一化

各府省による「告示」とする。

5. ガイドライン以外のもの（事例集やQ & A、解説書等）

内閣府は、ガイドラインと区別して各府省が策定する事例集やQ & A、解説書等を一覧できるものを作成し、内閣府ホームページ等で公表する。これにより、事業者等の利便性に配慮する。

6. ガイドラインにおける使用用語の統一化

用語の定義に当たっては、「このガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。」等の文言を盛り込むこととし、事業分野の特性・独自性のあるもの以外の用語は、法の定めるところによるものとする。

7. 法第2条第3項第5号の規定により「個人情報取扱事業者」から除かれる事業者の取扱い

「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない」（法第3条）との法の基本理念及び事業分野の特性を踏まえ、法の義務規定の対象とならない者の自主的な取組を促進するために、ガイドラインには「個人情報取扱事業者に該当しない者についても、このガイドラインに準じた個人情報の適正な取扱いに努めるものとする」といった記述を盛り込むこととする。

8. わかりやすいガイドラインの内容

事業者や国民（消費者等）がガイドラインに関する理解を深められ

るように、ガイドラインにはできるだけ事例等を具体的に盛り込むようにする。また、別途事例集等を作成した場合には、それと相互に参照できるように工夫することとする。

また、消費者等の権利利益の一層の保護に資するため、苦情処理に関する窓口や開示等請求に関する窓口の透明化を進め、分かりやすいものとなるようにすることも肝要である。

IV. 各論（標準的なガイドライン）

消費者庁は、全事業分野に共通するような標準的なガイドライン（以下「標準的なガイドライン」という。別添参照。）を公表する。

各省庁は、ガイドラインの策定・見直し等に当たっては、これも参考とする。

V. 各省庁における策定・見直しの検討及び施行

各省庁は、既にガイドラインを策定している場合には、標準的なガイドライン策定後1年内を目途に、事業分野の特性に応じて、ガイドラインを見直すこととし、見直し後のガイドラインの施行時期については、周知期間を含め、各事業分野の実情を踏まえた各省庁の判断とする。標準的なガイドラインの変更後は、各事業分野の実情も踏まえつつ、可能な限り早期にガイドラインを見直すとともに、施行時期については各省庁の判断とする。

また、新規にガイドラインを策定する場合にも、標準的なガイドラインを踏まえたものとする。

～ 以 上 ～

るように、ガイドラインにはできるだけ事例等を具体的に盛り込むようにする。また、別途事例集等を作成した場合には、それと相互に参照できるように工夫することとする。

また、消費者等の権利利益の一層の保護に資するため、苦情処理に関する窓口や開示等請求に関する窓口の透明化を進め、わかりやすいものとなるようにすることも肝要である。

IV. 各論（標準的なガイドライン）

内閣府は、全事業分野に共通するような標準的なガイドライン（以下「標準的なガイドライン」という。別添参照。）を「Ⅲ. 総則（共通化の要点）」を踏まえ作成し、公表する。

各府省は、ガイドラインの策定・見直し等に当たっては、これも参考とする。

V. 各府省における策定・見直しの検討及び施行

各府省は、既にガイドラインを策定している場合には、内閣府による標準的なガイドライン策定後1年内を目途に、事業分野の特性に応じて、ガイドラインを見直すこととし、見直し後のガイドラインの施行時期については、周知期間を含め、各事業分野の実情を踏まえた各府省の判断とする。標準的なガイドラインの変更後も同様とする。

また、新規にガイドラインを策定する場合にも、標準的なガイドラインを踏まえたものとする。

～ 以 上 ～

「ガイドラインの共通化の考え方について」（別添）新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>1. 趣旨〔又は目的〕【法第1条関係】</p> <p>このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）〔第6条及び〕第8条に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。平成20年4月及び平成21年9月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、[〇〇〇省]が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により[〇〇大臣]が主務大臣に指定された特定の分野（以下「〇〇分野」という。）における事業者等（以下「〇〇関係事業者」という。各府省により別呼称で可。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、[〇〇関係事業者]が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。</p> <p>4. 個人情報の利用目的に関する義務</p> <p>（5）利用目的による制限の例外【法第16条第3項関係】</p> <p>次に掲げる場合については、（3）又は（4）の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。</p> <p>① 法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等） ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等） 	<p>1. 趣旨〔又は目的〕【法第1条関係】</p> <p>このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）〔第6条及び〕第8条に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。平成20年4月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、[〇〇〇省]が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により[〇〇大臣]が主務大臣に指定された特定の分野（以下「〇〇分野」という。）における事業者等（以下「〇〇関係事業者」という。各府省により別呼称で可。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、[〇〇関係事業者]が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。</p> <p>4. 個人情報の利用目的に関する義務</p> <p>（5）利用目的による制限の例外【法第16条第3項関係】</p> <p>次に掲げる場合については、（3）又は（4）の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。</p> <p>① 法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等） ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）

- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第6条の5）
- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第6条の4等）
- ・ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等）
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第3項）
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事事件手続法第62条）
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事事件手続法第58条）
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
- ・ 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項）
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の7、国税通則法第74条の2から第74条の6）
- ・ 弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の2第2項）
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）
- ・ 児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）

(注) 条文は、平成26年11月1日現在施行されているもの。

- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第6条の5）
- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第6条の4等）
- ・ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等）
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第3項）
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事審判規則第8条）
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事審判規則第7条の2）
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
- ・ 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項）
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の7、所得税法第234条等）
- ・ 弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の2第2項）
- ・ 国勢調査などの指定統計調査に対する申告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第5条、第17条）
- ・ 児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）

(注) 条文は、平成20年6月30日現在施行されているもの。

5. 個人情報の取得に関する義務

(1) 適正な取得【法第 17 条関係】

〔〇〇関係事業者〕は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(違反例)

- ・ 本人をだましてその個人情報を取得すること。
- ・ 第三者提供の制限（7. の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

第三者からの提供（法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第 2 条第 2 号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（7.（3）の規定（法第 23 条第 2 項・第 3 項）参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

6. 個人データの管理に関する義務

(2) 安全管理措置【法第 20 条関係】

〔〇〇関係事業者〕は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

5. 個人情報の取得に関する義務

(1) 適正な取得【法第 17 条関係】

〔〇〇関係事業者〕は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(違反例)

- ・ 本人をだましてその個人情報を取得すること。
- ・ 第三者提供の制限（7. の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

6. 個人データの管理に関する義務

(2) 安全管理措置【法第 20 条関係】

〔〇〇関係事業者〕は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、[〇〇関係事業者]において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

[特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次のような措置を講じることが望ましい。]

① 責任の所在の明確化のための措置

(例)

- ・ 個人データの安全管理の実施及び運用に関する責任及び権限を有する個人情報保護管理者の設置（例えば、役員などの組織横断的に監督することのできる者を任命する）
- ・ 事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署の設置
- ・ 事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う合議制の委員会の設置

② 新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備

(例)

- ・ 個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。）

③ 漏えい等に早期に対処するための体制整備

(例)

- ・ 漏えい等が発生した場合又は発生のおそれがある場合の連絡体制の整備

その際、[〇〇関係事業者]において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

④ 不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定

(例)

- ・ スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応

⑤ 入館（室）者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施

(例)

- ・ 入退館（室）の記録の保存

⑥ 盗難等の防止のための措置

(例)

- ・ カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施

- ・ 記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施

⑦ 情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

(例)

- ・ 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ・ 個人データへのアクセス制御
- ・ 個人データへのアクセス権限の管理
- ・ 個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認
- ・ 情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認
- ・ ソフトウェアに関する脆弱性対策（セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等）

[なお、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者

[例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者

において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。]

〔(注) 上記「特に」以降については、事業分野の特性等に応じ、各府省の判断で記述するものとする。また、組織的や技術的といった安全管理措置の程度については、事業分野の特性等に応じ、具体例を積極的に例示するものとする。〕

(4) 委託先の監督【法第 22 条関係】

〔①〕 [〇〇関係事業者] は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

〔②〕 [〇〇関係事業者] は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第 20 条で求められるものと同等であることを確認するため、[以下の項目が、委託する業務内容に応じて、確実に実施されることについて、] 委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましい。]

〔③〕 [〇〇関係事業者] は、委託契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。

において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。]

〔(注) 上記「例えば」以降については、事業分野の特性等に応じ、各府省の判断で記述するものとする。また、組織的や技術的といった安全管理措置の程度については、事業分野の特性等に応じ、具体例を積極的に例示するものとする。〕

(4) 委託先の監督【法第 22 条関係】

〔①〕 [〇〇関係事業者] は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

〔②〕 [〇〇関係事業者] は、①の規定の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。

〔②〕 [〇〇関係事業者] は、①の規定の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次

ア 委託先の個人データの取扱いに関する事項

(例)

- ・ 委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業員以外の者を含む）を明確にすること
- ・ 委託先において講ずべき安全管理措置の内容

イ 委託先の秘密の保持に関する事項

ウ 委託された個人データの再委託に関する事項

(例)

- ・ 再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認

エ 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

オ 契約内容が遵守されなかった場合の措置

(例)

- ・ 安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項

[④ 委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う

に示す事項について定めることが望ましい。(再掲)

ア 委託先の個人データの取扱いに関する事項

イ 委託先の秘密の保持に関する事項

ウ 委託された個人データの再委託に関する事項

エ 契約終了時の個人データの返却等に関する事項]

場合と同様とする。]

〔⑤ 〔〇〇関係事業者〕は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。]

〔(注) ②の具体的な項目については、ガイドラインの安全管理措置【法第20条関係】において記載されている具体的な措置の内容、事業分野の特性等に応じ、記述するものとする。また、②から⑤までの規定については、事業分野の特性等に応じ、各府省の判断で記述するものとする。なお、⑤の規定については、ガイドラインの中で、プライバシーポリシーの策定等の項目を別途設けている場合には当該項目に一括してもよい。]

7. 個人データの第三者提供に関する義務

(2) 第三者提供の制限に関する例外【法第23条第1項関係】

次の各号のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

① 法令に基づく場合

(例)

- ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
- ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）

〔③ 〔〇〇関係事業者〕は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。]

〔(注) ②及び③の規定については、事業分野の特性等に応じ、各府省の判断で記述するものとする。なお、③の規定については、ガイドラインの中で、プライバシーポリシーの策定等の項目を別途設けている場合には当該項目に一括してもよい。]

7. 個人データの第三者提供に関する義務

(2) 第三者提供の制限に関する例外【法第23条第1項関係】

次の各号のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

① 法令に基づく場合

(例)

- ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
- ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）

- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第6条の5）
- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第6条の4等）
- ・ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等）
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第3項）
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事事件手続法第62条）
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事事件手続法第58条）
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
- ・ 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項）
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の7、国税通則法第74条の2から第74条の6）
- ・ 弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の2第2項）
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）
- ・ 児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）

（注）条文は、平成26年11月1日現在施行されているもの。

- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第6条の5）
- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第6条の4等）
- ・ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等）
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第3項）
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事審判規則第8条）
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事審判規則第7条の2）
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
- ・ 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項）
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の7、所得税法第234条等）
- ・ 弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の2第2項）
- ・ 国勢調査などの指定統計調査に対する申告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第5条、第17条）
- ・ 児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）

（注）条文は、平成20年6月30日現在施行されているもの。